

まずご確認ください

申立書等の提出までの流れ

① ガイドンスDVDを視聴する

京都家庭裁判所後見センターにお越しください。



② 後見制度と申立ての方法について理解する

冊子Ⅰの1～8ページの説明をよく読んでください。



③ 添付書類等を取得・準備する

冊子Ⅰの9～20ページをご確認ください。



④ 申立書等を作成する

※後見・保佐・補助のいずれを申し立てるかについては冊子Ⅰの21ページを参考にしてください。

【後見申立ての場合】

冊子Ⅱ-1, ⅢのCの
書式をご利用ください。

【保佐申立ての場合】

冊子Ⅱ-2, ⅢのCの
書式をご利用ください。

【補助申立ての場合】

冊子Ⅱ-3, ⅢのCの
書式をご利用ください。



⑤ 必要書類等一式が揃っているか確認する

同封のチェックリストをご利用ください。



⑥ 事情聴取日時の予約の電話をする

京都家庭裁判所後見センター

TEL 075-722-7211 (代表)



⑦ 提出する

必要書類等一式を原則として予約日の1週間前までに提出してください(持参・郵送いずれも可)。

チェックリスト

このチェックリストも
提出してください。

以下の必要書類が揃っていることを確認してください。

- ※ 「本人」とは、後見等の対象となる方のことです。
- ※ 下記書類番号順に書類等を揃えてご提出ください。また、個々の申立ての内容に応じて、ここに記載されている資料以外のもが必要になる場合があります。その場合、申立後に別途提出をお願いすることがあります。
- ※ 提出書類は、原則として返却できません。必要なものは事前に控えを残しておいてください。

重要

申立てのために提出する書類等については、マイナンバー(個人番号)の記載は必要ありません。書類等の提出の際には、マイナンバーの記載がないものを提出してください。

| 書類番号 | 名 称 | 申立人 チェック欄 | 説 明 又は 記載例 | 書式 |
|------|--|--------------|------------------|------------|
| 1 | 申立書、同意書(保佐用)又は同意書(補助用) ※同意書は、後見開始申立の場合は不要 収入印紙 800円分(申立書に貼ってください。) | | II-1, 2, 3 | II-1, 2, 3 |
| 2 | ※保佐(補助)開始+代理権付与(保佐人(補助人)の同意を要する行為の定め) → 1600円 ※保佐(補助)開始+保佐人(補助人)の同意を要する行為の定め+代理権付与 → 2400円 | | | |
| 3 | 郵便切手 500円×2枚, 84円×20枚, 63円×10枚, 10円×10枚 2円×10枚, 1円×10枚 (合計3440円分) ※後見人候補者が2人の場合や保佐開始・補助開始の場合は、上記郵便切手に500円切手2枚追加 | | | |
| 4 | 収入印紙 2600円分 ※後見等登記用につき、 <u>貼らずに提出してください。</u> | | | |
| 5 | 鑑定費用 現金5万円から10万円 ※鑑定が必要な場合のみ納付していただきますので、申立段階で用意して頂く必要はありません。 | | I | |
| 6 | 申立人の戸籍謄本(戸籍の全部事項証明書) | | | |
| 7 | 本人の現在戸籍謄本(戸籍の全部事項証明書) | | | |
| 8 | 本人の住民票 ※マイナンバーの記載がないもの | | | |
| 9 | 候補者の住民票 ※マイナンバーの記載がないもの | | | |
| 10 | 本人の登記されていないことの証明書 ※本人が、後見・保佐・補助・任意後見を受けていないことを証明する資料です。 | | | |
| 11 | 親族関係図 | | III | |
| 12 | 親族の意見書 | | I, III | |
| 13 | 診断書及び「主治医の方へのお尋ね」 | | I | III |
| 14 | 本人情報シート | | | |
| 15 | 申立事情説明書(財産目録・収支予定表を含む。) | | III | |
| 16 | 16の【本人に関する資料】はA4判コピーを提出し、 <u>原本は事情聴取日にご持参ください。</u> <u>ただし、(4)については、原本を提出してください。</u> 【本人に関する資料】 (1) 福祉に関する認定の資料 身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳、介護保険認定書等の要介護度が分かるもの ----- (2) 預貯金、有価証券等についての資料 通帳又は残高証明書、預かり証、株式の残高報告書等 ----- (3) 生命保険、損害保険等についての資料 保険証書等 ----- (4) 不動産についての資料 不動産全部事項証明書 ----- (5) 債権、負債についての資料 金銭消費貸借契約書、返済明細書等 ----- (6) 収入についての資料 ※いずれもマイナンバーの記載がないもの 確定申告書、給与明細書、年金額決定通知書等 ----- (7) 支出についての資料 ※いずれもマイナンバーの記載がないもの 固定資産税納税通知書、国民健康保険料・介護保険料の決定通知書、 家賃・医療費・施設費等の領収書等 | | I | |
| 17 | 後見人等候補者事情説明書 | | III | III |
| 18 | 相続財産目録(本人が相続人となっている遺産がある場合のみ) | | III | III |
| 19 | チェックリスト(この書面です。) | | | |

予約済みの事情聴取日時 月 日 午前・午後 時 分

←記載してください。